

(意見書案第 12 号)

平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いている。特に、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも 46 万 1 千人と、給与所得者の約 3 割に達している。また、道内の非正規労働者 91 万人（雇用労働者の 39.7%）のうち、29 万人を超える方が最低賃金を余儀なくされている。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

平成 22 年の政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」と合意している。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を 3 年連続で表記した。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、北海道労働局においては、平成 29 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「できる限り早期に全国最低 800 円を確保」、「平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げることを。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額 896 円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 23 日

釧路市議会

北海道労働局長 宛